

ごみ処理手数料（ごみ袋、持込み）の改定案について（審議）

1. 提案

令和7年4月に実施予定のごみ処理手数料の見直しにおいて、家庭用及び事業系ごみ持込み料金を以下のとおり改定したい。なお、改定にあたっては従来の負担割合で積算する。

種別	現状	改定案（税込）
指定ごみ袋（大・中・小）	1セット 520円	改定なし
家庭用ごみ持込み	20kgごとに100円	20kgごとに160円
事業系ごみ持込み	20kgごとに210円	20kgごとに320円

2. 現状

急激な円安（2022年秋以降）やロシアのウクライナ侵攻（2022.02.24）、アフターコロナの景気回復によるエネルギー価格や資材価格の高騰、全国的な賃上げの動きからごみ処理費用が上昇し、値上げをせざるを得ないひっ迫した状況である。

- （1）令和5年度の焼却場の管理委託費や修繕費用は、令和4年度比約11%増。
- （2）別紙「多治見市の環境・廃棄物 令和5年度版」12ページを参照。その中でも焼却炉の燃料であるハイブリッドコークスの使用費は、「令和3年度 224,221千円」から「令和4年度 404,389千円」へ約1.8倍に上昇。
- （3）収集運搬に係る本市のガソリン単価契約は、「2022.02.21 税込 174.90円」から「2023.09.01 税込 188.98円」へ14.08円/ℓ上昇（約8%）。

3. ごみ処理手数料（ごみ袋、持込み）の負担割合

- （1）平成17年7月の廃棄物減量等推進審議会でごみ処理費用に対する負担割合は家庭ごみ1/3程度、事業ごみ2/3程度との答申が示された。
- （2）答申におけるごみ処理手数料改定理由
 - ① ごみ減量の動機付け：ごみを出すと負担が増える（ごみ減量努力に報いる）
 - ② 負担の公平性の確保：出した人が出した量に応じて負担する受益者負担部分の拡大
 - ③ 市財政の負担軽減：扶助費の増加など確実に増加する行政需要にも対応
- （3）本見直しにおいても同様の負担割合で比較

種別	現状の負担割合	答申の負担割合
指定ごみ袋分	31.7%	33%(1/3)
家庭用ごみ持込み分	19.7%	33%(1/3)
事業系ごみ持込み分	41.4%	66%(2/3)

※現状の負担割合：R1～R4年度平均値

4. 改定案の内容

(1) ごみ袋は改定しない

- ① 経費 737,263,344 円 (令和 1-4 年の平均) × 33% (答申の負担割合) =
243,296,904 円←本来、徴取すべきごみ袋販売手数料
233,468,828 円 (令和 1-4 年の平均徴取額) ÷ 243,296,904 円 = 約 96%…本来 4%値
上げが必要 (520 円 × 1.04 = 540 円) だが、以下の理由で据え置く。
- ② 改定しない理由
- ア 指定ごみ袋での収集量は減少している。※参考 1 を参照
- イ 市民はごみ減量の努力をしているが、ごみの収集費用、施設管理費、燃料である
コークスの高騰など物価上昇の影響もあり、経費が増加傾向。
- ウ ごみ袋の値上げは市民生活に影響が大きく、経費の増加分をそのまま価格に転嫁
するのは「ごみ減量努力に報いる」という主旨から適当ではないと判断。
- エ ごみ袋の負担割合である 33%と現状 31.7%が同程度である。

(2) 持込みの料金を改定する

- ① 経費 412,633,337 円 (令和 1-4 年の平均) ÷ 処理量 16,660,000 kg (令和 1-4 年の平
均) = 24.77 円← 1 kgあたり市民が負担する額
- ② 家庭用持込み : 24.77 円 × 33% (答申の負担割合) = 8.17 円
8.17 円 × 20 kg = 163.4 円 → 160 円 (10 円未満切捨て)
- ③ 事業系持込み : 24.77 円 × 66% (答申の負担割合) = 16.35 円
16.35 円 × 20 kg = 327 円 → 320 円 (10 円未満切捨て)
- ④ 改定する理由
- ア 家庭用の持ち込み量は増加している。家庭ごみは通常収集することから、持ち込
みについては値上げの影響が小さく、応分の負担を求める。※参考 1 を参照
- イ 事業系の持ち込みは、平成 27 年度以降増加傾向。ごみ減量の視点からも応分の負
担を求める。※参考 1 を参照
- ウ 前回 (令和 2 年度) の見直しの際に、持ち込みについては見直しを検討したがコロ
ナ禍によって見送った経緯がある。※参考 2 (2) を参照
- エ 減量審の負担割合の答申 (家庭用 33%、事業系 66%) と現状 (家庭用 19.7%、事業
系 41.4%) に差がある。

5. 今後のスケジュール

- (1) 令和 6 年 2 月 廃棄物減量等推進審議会 (答申)
- (2) 令和 6 年 2 月 審議会での答申結果を庁内会議に付議
- (3) 令和 6 年 2 月 市議会への説明及びパブリック・コメント募集
- (4) 令和 6 年 6 月 庁内の法令審査委員会に付議
- (5) 令和 6 年 9 月 議会 提案
- (6) 令和 7 年 4 月 1 日 施行

【参考 1】ごみ排出量の状況

(1) ごみ排出量の状況

- ① 家庭ごみの内、収集分は市民の減量努力により平成 17 年度と比較し減少しているが、持込み分は増加している。
- ② 事業ごみは平成 26 年度までは減少しているが、平成 27 年度以降は微増傾向である。

(2) H28 年度（前々回見直し時点）からの排出量の増減

種 別	H28 年度	R4 年度	増減率	(参考) H17 年度比
指定ごみ袋収集量	18,581t	17,360t	△6.57%	△23.85%
(1人1日あたりごみ量)	(451g)	(444g)	(△1.55%)	(△16.85%)
家庭ごみ持込み量	1,854t	2,378t	+28.26%	+172.08%
事業ごみ持込み量	13,130t	13,647t	+ 3.94%	△21.17%

【参考 2】

(1) ごみ処理手数料改定の経緯

改定期期	ごみ袋 1 セット	家庭ごみ持込み	事業ごみ持込み
平成 17 年 7 月	500 円	100 円 / 20kg	200 円 / 20kg
平成 29 年 4 月 (消費税 8%)	510 円	100 円 / 20kg	210 円 / 20kg
令和元年 10 月 (消費税 10%)	520 円	100 円 / 20kg	210 円 / 20kg

(2) 前回（令和 2 年度）改定時の試算

① 指定ごみ袋料金 【現状維持】

負担割合を算出したところ 32.7% となり、1/3 (33%) 程度であることから現状維持が適当と判断。

② ごみ持込み料金 【改定】

家庭分、事業分ともに負担割合が家庭ごみ 1/3、事業ごみ 2/3 を下回っている（家庭ごみ 20.5%、事業ごみ 43.1%）ことから料金改定が適当と判断。

種別	現状	改定案 (税込)
家庭ごみ	20kg ごとに 100 円	20kg ごとに 150 円
事業ごみ	20kg ごとに 210 円	20kg ごとに 300 円

(3) 近隣市のごみ処理手数料の状況

①指定ごみ袋

市名	大袋 1 枚あたり
多治見市	52 円
土岐市	45 円
瑞浪市	46 円
恵那市	33 円
中津川市	45 円
可児市	31 円
春日井市	※15 円
瀬戸市	18 円

②家庭用ごみ持込み

市名	20 kg 換算
多治見市	100 円
土岐市	80 円
瑞浪市	120 円
恵那市	52.8 円
中津川市	200 円
可児市 (広域)	受入なし
春日井市	400 円
瀬戸市 (広域)	400 円

※春日井市は、ごみ処理手数料を含まず、
ごみ袋の作成費用のみ。

③事業系ごみ持込み

(注：一廃…一般廃棄物、産廃…産業廃棄物)

市名	種別	20kg 換算
多治見市	事業ごみ (一廃・産廃)	210 円
土岐市	事業ごみ (一廃)	120 円
	事業ごみ (産廃)	200 円
瑞浪市	事業ごみ (一廃・可燃)	220 円
	事業ごみ (産廃・可燃)	260 円
恵那市	事業ごみ (一廃のみ)	104.8 円
中津川市	事業ごみ (一廃、産廃)	200 円
可児市 (広域)	事業ごみ (一廃のみ) 指定ごみ袋での持込み (10 枚入 150 円)	
春日井市	事業ごみ (一廃のみ)	400 円
瀬戸市 (広域)	事業ごみ (一廃のみ)	400 円